

《仮訳（要約）》

BfR 推奨基準 9

可塑剤を含まないポリ塩化ビニルや可塑剤を含まない塩化ビニルの共重合体、およびこれらのポリマーと他の共重合体、全混合物中に塩化ビニルを主として含む塩素化ポリオレフィンの混合物に関する勧告

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。  
ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありません。本情報の採否はお客様の判断で行ってください。  
また、万一、お客様等が不利益等を被る事態が生じましても、ユーロフィン・プロダクト・テストング株式会社は一切責任を負うことができませんので、ご了承ください。

※ 原典については下記リンク先を参照してください。

[https://www.bfr.bund.de/en/bfr\\_recommendations\\_on\\_food\\_contact\\_materials-308503.html](https://www.bfr.bund.de/en/bfr_recommendations_on_food_contact_materials-308503.html)

※ 原典(2 ページ)より、食品接触材に関する箇所の概要および適用範囲を要約。

翻訳は省略。

**概要：**

この勧告において、「着色剤」とは、色を付与する物質を含む、キャリアーや補助剤として存在する可能性のあるあらゆる製品および技術的に避けられない不純物を含むものとする。

食品・日用品・飼料法典（LFGB）の第2条第6項第1号においての商品の製造に、プラスチックやその他のポリマーを着色するための着色剤を使用することができる。

ただし、商品の適切な使用中に食品への目に見える移行がないという要件を含み、さらに以下の要件を満たす必要がある。

もし、(EU) No 10/2011 に規定されるプラスチック製品に、調合物として着色剤が使用される場合、それらに含まれる接着剤はこの規則の対象となる。この勧告は、食品接触製品の製造に使用される、(EU) No10/2011 で定義される「プラスチック」という用語に含まれないすべての材料に対して、例外なく適用される。

**適用範囲：****着色剤の純度要件**

黒色顔料として使用されるカーボンブラックは、(EU) No 10/2011 の純度要件に準拠する必要がある。

さらに、着色剤も以下の純度要件に準拠する必要がある。

1. 以下の物質の濃度（色素に基づく）は、DIN 537706 に従って 0.07 N 塩酸中で溶解した場合に、与えられた量を超えてはならない。

鉛 0.01%、ヒ素 0.01%、水銀 0.005%、セレン 0.01%、バリウム 0.01% など

2. 製品仕様に従って使用した場合、主要な芳香族アミンの検出限界は 0.01 mg/kg で、完成した食品接触材料から検出できないようにする必要がある。